

学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- ・いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- ・子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

2. 組織

- ・生活指導部内に「教育相談いじめ対策担当係」を設置する。（担当者： ）
- ・必要に応じて、「いじめ対策チーム」を設置する。
（校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・該当学年主任・担任教諭・養護教諭・スクールカウンセラー）
- ・地域、関係諸機関と連携し「学校サポート会議」を開く。

3. いじめのレベル例示と対応

【いじめ認定の判断基準】

- ①心身の苦痛がうかがえる。（相談、訴え、登校しぶり等）
- ②被害者、加害者の力関係が対等ではなく、一方向化している。
- ③被害者と加害者が、1対複数名である。

レベル	トラブルの水準	態様	具体的手段	対応		
				担任・学年	学校	保護者
①潜在的段階	児童だけでも問題解決できるよう練習すべきトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・単発的 ・1対1 ・対等な力関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかい ・無視 ・叩く、蹴る 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、学年で指導 		
※同様の行為が複数回継続する場合は、レベル②の対応を行うこと。						
②兆候段階	教師が介入し、児童とともに問題解決を練習させるトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間 ・1対複数名 ・力関係が一方化 ・登校しぶり 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかい ・無視 ・叩く、蹴る ・悪口、陰口 ・物隠し 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、学年で実態把握と指導 ・生活指導夕会で報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導主任、いじめ対策担当が実態の把握および対応（必要に応じていじめ対策チームで対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者両方の保護者に事実を報告
③いじめ段階	いじめとして扱うとともに、毅然とした態度で解決に臨むトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル②が日常化、長期化 ・1対集団化 ・長期的な登校しぶり ・腹痛、不眠等身体症状や精神的苦痛を伴う状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・無視 ・仲間外れ ・暴力 ・悪質な悪口、陰口 ・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み） ・物隠し ・器物損壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策チームで実態把握、対応、指導 ・教育委員会に報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者両方の保護者と学校が面談し、今後の指導方針や対応を共有

④ 無秩序化	犯罪として適切な処遇を必要とするトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム化、陰湿化、巧妙化 ・歯止めなくエスカレート ・不登校化、転校を検討 ・身体症状が深刻化 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行 ・脅迫 ・パシリ ・強要 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策チームで実態把握、対応、指導 ・教育委員会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者両方の保護者と学校が面談し、今後の指導方針や対応を共有
⑤ 崩壊段階		<ul style="list-style-type: none"> ・際限なく残忍化 ・無気力感、絶望感などの極限状態 ・自傷行為 ・死を語る 	<ul style="list-style-type: none"> ・リンチ ・辱め ・残虐行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体で実態把握、対応、指導 ・教育委員会に報告 ・警察に通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者と加害者両方の保護者と学校が面談し、今後の指導方針や対応を共有

※レベルについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、柔軟に判断する。

3. 未然防止のための取り組み

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして学級・学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくりだすことを重視していく。

人権尊重教育の充実

人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を充実させる。

- ・道徳教育の充実
- ・あいさつ運動
- ・縦割り活動
- ・道徳科や社会科、学級活動等でのいじめ・人権に関する授業実践（実施時期は、毎学期1回以上。6，11，2月のふれあい月間中に、全学級必ず実施することとする。）

体験活動の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、体験活動充実させる。

情報モラル教育の推進

- ・コンピュータ等の情報モラル教育を充実させ、児童が情報通信ネットワークにおける正しいルールやマナーを身に付け、必要とする情報を正しく収集、選択、活用できる能力を育成する。

保護者への働きかけ

- ・道徳地区公開講座やセーフティ教室において、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることや健全育成の活性化、充実を図る。

教職員のいじめに関する意識向上

- ・いじめ対策に関する校内研修の場を年1回は計画し、教職員のいじめに対する意識向上と対応方法の共有化を図る。

4. 早期発見のための取り組み

信頼関係の構築と児童観察の継続

- ・教職員が意識的、意図的に児童に目をむけ、ささいな変化に気づき、対応する。
- ・担任と専科、管理職との情報を共有する。
- ・その日のうちに保護者へ連絡する。

ふれあい月間

- ・アンケート（6月、11月、2月）と聞き取り調査を行い実態把握する。内容に応じて継続的に指導する。

「hyper-QU」の実施

- ・「hyper-QU」を年2回実施し、学級の状態や児童の自己認識の変容をとらえ、課題点について対応する。

定期的な情報交換

- ・毎週金曜日の生活指導夕会で情報交換を行い共通指導のための共通理解の場とする。
- ・年度初めと年度終わりの職員会議での児童理解の時間をもち、配慮すべきことを共通理解する。

スクールカウンセラーとの連携

- ・カウンセラーとの情報交換を密にし、状況に応じて授業観察に入らせ状況把握に努める。
- ・給食の会食や、個人面談を通して、児童と相談しやすい人間関係を築く。

関係相談機関の周知

- ・日常の掲示やふれあい月間の手紙の配布などを通して、周知していく。

5. 早期対応のための取り組み

迅速な対応

- ・いじめの疑いを感じたら、いじめを受けたと思われる児童を守る観点から早急に対応する。

組織的な対応

- ・担任や特定の教職員で抱え込まず、管理職に報告し、組織で情報を共有する。
- ・事実を確認する者、毅然とした態度で指導する者、児童に寄り添い心のケアを行う者、保護者や関係諸機関との連絡をとる者など、役割を分担する。

児童への寄り添い

- ・いじめられた児童の自尊感情を高める。
- ・いじめた児童には自らの行為の責任を自覚させ、いじめの背景にも目を向ける。
- ・いじめがみられなくなったあとも定期的に様子を聞き、人間関係に改善がみられたかどうか継続的に観察する。

※新型コロナウイルス禍では、社会の不安が高まる中、コロナにかかわる、いじめの問題が懸念される。児童生徒がコロナいじめにかかわる問題場面において「自分だったらどうするか」と、考え、それぞれの考えを出し合い、「いじめ」を生まないためのよりよい考え方、行動の仕方について継続的に指導していく必要がある。